

## 埼玉県理学療法士会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、理学療法の普及向上を図るため、公益社団法人埼玉県理学療法士会（以下「理学療法士会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金交付額)

第2条 補助金の対象となる事業及び経費は、公益社団法人埼玉県理学療法士会が行う研究及び研修事業に要する経費とし、次により算出するものとする。

(1) 第3条に定める基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費（各種事業の実施に要する経費の総額とし、管理的経費を除く。）から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(基準額)

第3条 前条の経費に対する基準額は、230,000円とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業費所要額調書（別紙1）

(2) 事業計画書（別紙2）

(3) 歳入歳出予算書抄本

(添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合は、知事の

承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、予算額の範囲内において補助金を概算払することができる。

(状況報告)

第10条 理学療法士会が補助金の交付決定を受けた場合（この場合における理学療法士会を「補助事業者」という。以下同じ。）、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、その経理については、補助事業に係るものと、その他に係るものとを明確に区別し、かつ補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日又は当該補助

事業が廃止された日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除措置)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるとき。

2 知事は、交付の決定があった後において、補助事業者が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県理学療法士会補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

事業所の所在地  
名 称  
代表者の職・氏名

下記により令和 年度埼玉県理学療法士会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申 請 額 金 円
- 2 事業費所要額調書 （別紙1のとおり）
- 3 事業計画書 （別紙2のとおり）
- 4 歳入歳出予算書（見込額）抄本

## 事業費所要額調書

(単位：円)

団体名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入 B	差引額 A-B=C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H

- (注)
- 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
  - 2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
  - 3 H欄には、G欄の金額を記入すること。ただし、G欄の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別紙 1 - (2)

対象経費の支出予定額

事業名	科目	支出予定額 (単位：円)	備考
計			

別紙2

事業計画書

事業名	実施時期	参加人員	事業の目的及び内容	事業別の支出予定額 (単位：円)	備考

令和 年度歳入歳出予算書（見込額）抄本

（単位：円）

歳 入				歳 出				
項 目		予 算 額	摘 要	項 目		節	予 算 額	摘 要
基本収入	会 費			運 営 費	会 議 費	会 議 費		
						備 品 費		
						消 耗 品 費		
						印 刷 製 本 費		
						通 信 費		
助成金	県補助金					光 熱 費		
						負 担 金		
						雑 費		
雑収入	寄付金				行 事 費	式 典 費		
	預金利子					給 料 ・ 手 当		
	その他雑入					厚 生 費		
						退 職 積 立 金		
						報 償 費		
						旅 費		
繰越金	前年度繰越金							
借入金								
計				計				

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

名 称

代表者の職及び氏名

様式第 2 号（第 8 条関係）

令和 年度埼玉県理学療法士会補助金交付決定通知書

医人第 号  
令和 年 月 日

埼玉県理学療法士会会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県理学療法士会補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第 5 号により速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第11条関係）

令和 年度埼玉県理学療法士会補助事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

事業所の所在地  
名 称  
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け医人第 号で交付決定を受けた令和 年度  
埼玉県理学療法士会補助金に係る補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等  
に関する規則（昭和40年埼玉県規則15号）第13条の規定により、関係書類を添  
え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 3 事業精算書 (別紙1のとおり)
- 4 事業実績書 (別紙2のとおり)
- 5 歳入歳出決算書の抄本
- 6 その他参考となる書類

## 事業精算書

(単位：円)

団体名	総事業費 A	寄付金 その他の収入 B	差引額 A-B=C	対象経費 の実支出額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	交付 決定額 I	県補助 受入済額 J	差引過 不足額 J-H=K

- (注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
- 3 H欄には、G欄の金額を記入すること。ただし、G欄の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別紙 1 - (2)

対 象 経 費 の 実 支 出 額

事 業 名	科 目	実 支 出 額 (単位：円)	備 考
計			

別紙2

事業実績書

事業名	実施期日	参加人員	事業の内容及び成果	事業別の支出額 (単位：円)	備考

令和 年度歳入歳出決算書抄本

(単位：円)

歳 入				歳 出				
項 目		予 算 額	摘 要	項 目		節	予 算 額	摘 要
基本収入	会 費			運 営 費	会 議 費	会 議 費		
						備 品 費		
						消 耗 品 費		
						印 刷 製 本 費		
						通 信 費		
助成金	県補助金					光 熱 費		
						負 担 金		
						雑 費		
雑収入	寄付金				行 事 費	式 典 費		
	預金利子					給 料 ・ 手 当		
	その他雑入					厚 生 費		
						退 職 積 立 金		
						報 償 費		
						旅 費		
繰越金	前年度繰越金							
借入金								
				予 備 費	予 備 費	予 備 費		
計				計				

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

名 称

代表者の職及び氏名

様式第4号（第12条関係）

令和 年度埼玉県理学療法士会補助金交付額確定通知書

医人第 号  
令和 年 月 日

埼玉県理学療法士会会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け医人第 号で交付決定した令和 年度埼玉県理学療法士会補助金について、令和 年 月 日付け 第 号の事業実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので通知します。

様式第5号（第7条関係）

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

事業所の所在地  
名 称  
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け医人第 号により交付決定を受けた令和  
年度埼玉県理学療法士会補助金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付確定額又は事業実績報告額 金 円
  - 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
（要県補助金返還相当額） 金 円
- ・ 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）